

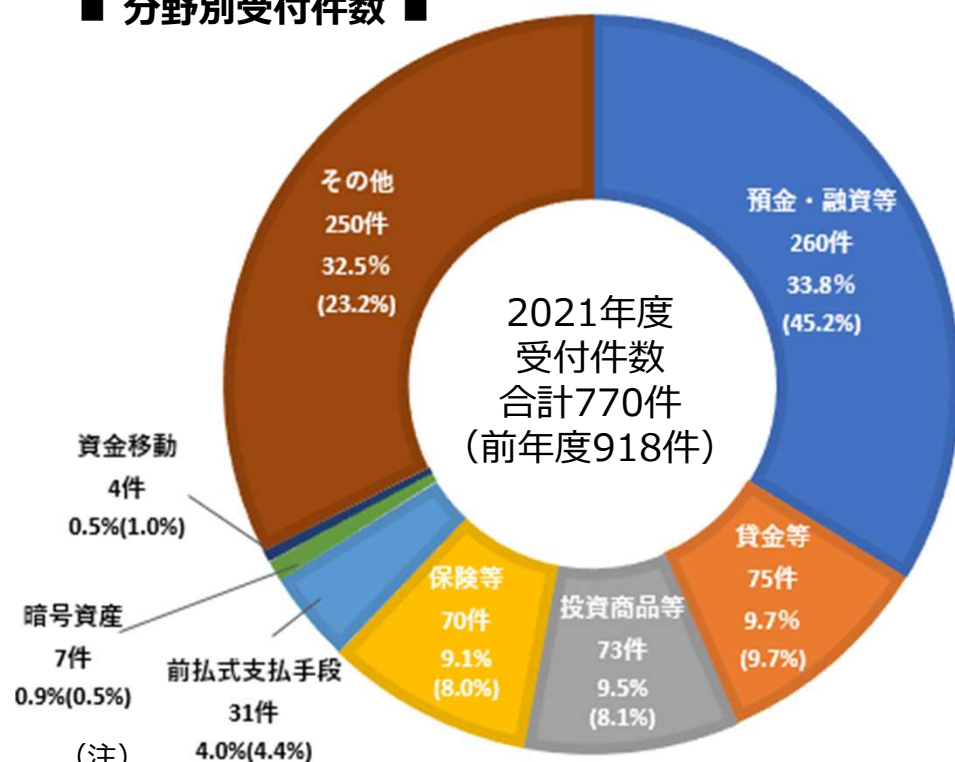
# 「金融ほっとライン（東海）」の相談受付状況（2021年度）



## 【概要】

- ・ 2021年度の受付件数は、770件（対前年度比▲16.1%）と減少。なお、受付件数のうち、新型コロナウイルス感染症に関連する相談は、55件（対前年度比▲74.1%）となっている。
- ・ 分野別にみると、「預金・融資等」に関するものが260件（全体の33.8%）と最も多い。
- ・ 相談者の属性でみると、性別では、男性543件（70.5%）、女性191件（24.8%）。
- ・ 地域別では、愛知県244件（31.7%）と最も多く、次いで静岡県60件（7.8%）、岐阜県43件（5.6%）、三重県38件（4.9%）。

## ■ 分野別受付件数 ■



- (注)
1. 件数は2021年度の受付件数、%は構成比です。
  2. ( ) 内は、前年度の受付件数の構成比です。
  3. 四捨五入して表記したため、合計が100%にならないことがあります。

## ■ 相談者の属性 ■

### 【男女別の割合】

性別	割合	前年度割合
男性	70.5%	72.2%
女性	24.8%	23.4%
不明	4.8%	4.4%

### 【地域別の割合】

地域	割合	前年度割合
愛知県	31.7%	34.7%
静岡県	7.8%	6.2%
岐阜県	5.6%	5.6%
三重県	4.9%	7.7%
その他・不明	50.0%	45.8%

分野	内容
預金・融資等	銀行、信用金庫、信用組合等に係る預金・融資の相談等
投資商品等	証券会社等金融商品取引業者等、無登録等に係る相談等
貸金等	貸金業者、ヤミ金融等に係る相談等
保険等	生命保険、損害保険、その他の保険等に係る相談等
前払式支払手段	前払式支払手段発行者に係る相談等
資金移動	資金移動業者に係る相談等
暗号資産	暗号資産交換業者に係る相談等
その他	上記以外の一般的な相談、その他

## 【特徴的な相談事例①】

### インターネットで親密になった相手から暗号資産取引を持ち掛けられ、その後連絡が取れなくなった事例

SNSで知り合った相手から海外の暗号資産交換業者を紹介され、数回にわたり入金をしたところ、連絡がとれなくなった。

#### ▼ 相談事例に係るポイントとアドバイス

POINT1

インターネットを通じて電子的に取引される、いわゆる「暗号資産」の取引や暗号資産の交換と関連付けて投資を持ち掛けられたことをめぐるトラブル等が全国的に増加しています。

POINT2

海外の業者であっても、日本の居住者に対して暗号資産交換業を行う場合は、暗号資産交換業者として金融庁・財務局の登録が必要となります。

POINT3

暗号資産は、日本円のように国がその価値を保証している「法定通貨」ではありません。価格が急落し、損をする可能性があります。

#### 【アドバイス】

➤ 暗号資産交換業者の利用にあたっては、金融庁・財務局のホームページで**暗号資産交換業者の登録を受けているか確認**してください。ただし、登録業者であるからといって、リスクがないというわけではありませんのでご注意ください。

暗号資産に関する情報等（金融庁ホームページ）[https://www.fsa.go.jp/policy/virtual\\_currency02/index.html](https://www.fsa.go.jp/policy/virtual_currency02/index.html)

➤ SNSやマッチングアプリ等で知り合った人から**投資の勧誘を受けても安易に投資しない**ようにしましょう。

➤ 暗号資産交換業者との間で解決が図られない場合は、一般社団法人日本暗号資産取引業協会にご相談ください。（ただし、当該協会会員会社とのトラブルに限ります。）

## 【特徴的な相談事例②】

### ヤミ金融業者と思われる業者からの借入についての相談事例

すぐに現金が必要なため、チラシで見つけた業者から借入を考えているが、問題ないか。

#### ▼ 相談事例に係るポイントとアドバイス

POINT

貸金業を営む場合、国（財務局）か都道府県の登録を受けなければなりません。電話・チラシ・ダイレクトメールで勧誘・広告を行っている業者は違法な貸金業者の可能性があります。  
(無登録で貸金業を営む業者や違法な高金利で貸付を行う業者を「ヤミ金融業者」といいます。)



#### 【アドバイス】

- 借入にあたっては、事前に金融庁ホームページ「登録貸金業者情報検索サービス」で貸金業の登録を受けているか確認してください。  
<https://www.fsa.go.jp/ordinary/kensaku/>
- ヤミ金融業者からお金を借りると、過酷な取り立てや払いきれない高金利により、生活が破綻するおそれがありますので、ヤミ金融業者は絶対に利用しないでください。
- 借入に係る金利や利息を確認し、違法な高金利等を請求されていないか確認してください。  
(出資法で定める上限金利は年20%です。これを超える利息は出資法違反となり、罰則の対象となります。)
- 最近のヤミ金融業者の特徴として、インターネット取引やSNSを利用した新たな手口が出てきています。  
(「給与ファクタリング」、「個人間融資」、「後払い（ツケ払い）現金化」などの勧誘・広告の場合は、ヤミ金融の場合があるので注意してください。)

## 金融サービス利用者の皆さまへ

東海財務局は、金融サービス等を利用される皆様からの相談等を受け付けるため、相談窓口を設けております。

### 東海財務局「金融ほっとライン（東海）」

電話：052-951-9620

受付時間：月曜日から金曜日（祝日を除く）9時から12時及び13時から17時

預金・融資、保険、貸金、投資商品などの金融サービスに関するご相談等をお受けしております。



### 東海財務局「新型コロナウイルスに関する金融庁相談ダイヤル（東海）」

電話：052-687-1887

受付時間：月曜日から金曜日（祝日を除く）9時から16時

新型コロナウイルスに関連する金融機関等とのお取引に関してのご相談等をお受けしております。

### 「中小企業等金融円滑化相談窓口」

東海財務局 : 052-687-1887

岐阜財務事務所 : 058-247-4113

静岡財務事務所 : 054-251-4322

津財務事務所 : 059-225-7223

受付時間：月曜日から金曜日（祝日を除く）9時から16時

●東海財務局では、金融に関する講演も行っています。

講師派遣のご依頼は、お気軽に下記までご連絡ください。

■ 財務広報相談室

電話：052-951-1778